

政令第二百四十四号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十一年三月一日とする。